

2026 年 7 月 27 日

全国社会保険労務士会連合会
会長 若林 正清 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

働く者の「働き方改革」の推進に向けた 実効性のある取り組みに関する要請書

貴会におかれましては、労働・社会保険諸法令の円滑な実施と、適正な労務管理の推進を通じて、労働者の福祉向上と経済の発展に多大なる貢献をされていることに、深く敬意を表します。

さて、「働き方改革」関連法の施行から約 7 年が経過いたしました。その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念はいまだ道半ばです。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録しています。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められていますが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立です。

つきましては、貴会に対し、働く者の安全と健康が守られ、誰もが安心して働き続けられる職場環境の実現に向け、下記の事項について特段の取り組みとご協力を要請いたします。

記

1. 「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある指導・助言の徹底

長時間労働を前提とした職場風土の変革を促すとともに、労働時間の適正把握の徹底と、時間外労働の上限規制の遵守について、貴会会員並びに顧問先などの各種事業主へ指導・助言を行うこと。

2. 裁量労働制の拡充など安易な規制緩和に対する厳格な対応

裁量労働制の安易な対象業務拡大や、変形労働時間制の要件緩和、時間外・休日労働の上限規制における月 45 時間超の回数制限の緩和などは、長時間労働を助長し、労働者の生活設計を毀損する恐れがあるため、行うべきではない。労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、裁量労働制や変形労働時間制について、厳格に運用するよう、貴会会員並びに顧問先などの各種事業主へ指導・助言を行うこと。

3. 民主的な合意形成の推進

労働条件の決定にあたっては、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成が不可欠である。職場における 36 協定の締結や各種制度の導入が、労働組合や働く者の声を踏まえ、職場の実態に即した制度設計が行われるよう、貴会としての役割を果たすこと。

以 上